

『一般事業主行動計画』

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。この法律は、年々少子化が進行するなか、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、国、地方公共団体、事業主など、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくために作られたものです。

当法人では、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させ、職場においてその能力を十分に発揮できる環境創りと、全職場を挙げてこれを支援することを目的とし、職員全員で協力しながらこの計画の実現に取り組んでいきます。

1. 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 行動計画の内容

- (1) 職員の子育てを支援する諸制度の周知
- (2) 労働環境の調査および改善